

八代市公用車管理効率化業務仕様書

令和5年4月

八代市 財務部 財産経営課

1 業務目的

本事業は、八代市が所有している公用車について、車両1台ごとの稼働状況調査・分析等を業務委託することにより、民間のノウハウを活用し、現状における公用車の管理運用の課題を明らかにするとともに、稼働状況を基に公用車の適正台数を見極め、車両の適正配置及び維持管理について整理・合理化を図ることで、効果的・効率的な管理運用体制を構築することを目的としている。

2 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、八代市における公用車管理効率化業務を公募するに当たって事業者を求める業務内容を整理したものである。本仕様書で提示している事項を満たす限りにおいて、事業者のスキルやノウハウを取り入れた提案を行うことができる。そのため、審査時点において本仕様書で求めている事項を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

契約の締結に当たっては、契約候補者の企画提案書を踏まえ、本市と契約候補者が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

3 業務名

八代市公用車管理効率化業務

4 対象車両概要

(1) 使用者：八代市

(2) 車両の状況：令和5年3月31日現在

①車種別の状況（全車459台）

車種		本庁管理 (351台)	本庁管理以外 (108台)	合計 (459台)	例
普通 (62台)	乗合自動車	16	1	17	
	貨物自動車	17	10	27	
	乗用自動車	12	6	18	
小型 (66台)	貨物自動車	22	16	38	
	乗用自動車	17	11	28	
軽 (171台)	貨物自動車	82	36	118	
	乗用自動車	39	14	53	
特種用途自動車(152台)		138	14	152	小型ポンプ積載車・塵芥車等
二輪・原付(8台)		8	0	8	
		351	108	459	

②部署・車種別の状況（本庁管理 351 台、本庁管理以外 108 台）

		普通(62台)			小型(66台)		軽(171台)		特種 (152台)	二輪 (8台)	合計 (459台)
		乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
本 庁 管 理	市長公室			1		1	1				3
	総務企画部						2	1	131	2	136
	財務部	2		1	3	2	8	6			22
	市民環境部				1	2	1	2			6
	健康福祉部	1	1		1	2	36	11	2	2	56
	経済文化交流部		2		1	2	8	2			15
	農林水産部		1	2	2	3	6	5			19
	建設部			1	11	1	14	7	1	3	38
	教育委員会	13	13	5	1	2	3	5	4		46
	その他(※)			2	2	2	3			1	10
	16	17	12	22	17	82	39	138	8	351	
本 庁 管 理 以 外	坂本支所			1	1	1	10	1			14
	千丁支所			1	2	4	5	6			18
	鏡支所			1	3	2	9				15
	東陽支所	1			1	1	4				7
	泉支所			3	1	3	2	1			10
	エコエイト		10		8		5	6	13		42
	博物館・図書館						1		1		2
	1	10	6	16	11	36	14	14	0	108	

※その他：会計、水道局、議会、監査委員事務局、農業委員会

③適正配置対象外車両（本庁管理 351 台のうち 188 台、本庁管理以外 108 台のうち 14 台）

		普通(33台)			小型(5台)		軽(4台)		特種 (152台)	二輪 (8台)	合計 (202台)	備考
		乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用				
本 庁 管 理	市長公室			1		1					2	市長・ 副市長
	総務企画部								131	2	133	小型ポン プ積載車
	財務部											
	市民環境部											
	健康福祉部								2	2	4	福祉車両
	経済文化交流部						1				1	伝承館
	農林水産部											
	建設部			1	2		1		1	3	8	パトロー ル車
	教育委員会	13	13	4		2	1	1	4		38	スクール バス
	その他(※)			1						1	2	議長車
	13	13	7	2	3	3	1	138	8	188		

		普通(33台)			小型(5台)		軽(4台)		特種 (152台)	二輪 (8台)	合計 (202台)	備考
		乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用				
本 庁 管 理 以 外	坂本支所											
	千丁支所											
	鏡支所											
	東陽支所											
	泉支所											
	エコエイト								13		13	塵芥車
	博物館・図書館								1		1	移動図書館
		0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	

※その他：会計、水道局、議会、監査委員事務局、農業委員会

○適正配置対象外車両とは、使用目的が特定されており、他と共有することがない車両をいう。

④適正配置対象車両（本庁管理 351 台のうち 163 台、本庁管理以外 108 台のうち 94 台）

		普通(29台)			小型(61台)		軽(167台)		特種 (0台)	二輪 (0台)	合計 (256台)	備考
		乗合	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用				
本 庁 管 理	市長公室						1				1	
	総務企画部						2	1			3	
	財務部	2		1	3	2	8	6			22	
	市民環境部				1	2	1	2			6	
	健康福祉部	1	1		1	2	36	11			52	
	経済文化交流部		2		1	2	7	2			14	
	農林水産部		1	2	2	3	6	5			19	
	建設部				9	1	13	7			30	
	教育委員会			1	1		2	4			8	
	その他(※)			1	2	2	3				8	
	3	4	5	20	14	79	38	0	0	163		
本 庁 管 理 以 外	坂本支所			1	1	1	10	1			14	
	千丁支所			1	2	4	5	6			18	
	鏡支所			1	3	2	9				15	
	東陽支所	1			1	1	4				7	
	泉支所			3	1	3	2	1			10	
	エコエイト		10		8		5	6			29	
	博物館・図書館						1				1	
		1	10	6	16	11	36	14	0	0	94	

※その他：会計、水道局、議会、監査委員事務局、農業委員会

○適正配置対象車両は、適正配置対象外車両 202 台を除く 257 台とする。

5 委託業務

(1) 基本的な業務の内容は次のとおりとする。

※各提出書類について、その著作権は本市に帰属することとし、本市から要求があった場合は、電子データで提出することとする。

①適正配置対象車両1台ごとの稼働状況調査（稼働傾向の把握、稼働率分析）

八代市から提供された公用車台帳、運行記録（運行日誌（紙）、Kintone、Logo フォームなど）により、稼働率を調査し分析すること。※運行記録は大部分が運行日誌（紙）であり、運行日誌には乗車日・行先・走行距離のみ記入されている。

②稼働状況に基づく効率的な公用車の管理方法の分析 ※現在は各課で管理

③①②を踏まえた、公用車の削減可能台数の分析

④その他（受託者による独自提案がある場合。例：電動車化プラン（効果・試算）、車両管理アプリのトライアル等）

(2) 受託者は、仕様書に記載がなくても、本業務の性質上当然行うべきものにおいて、自主的かつ計画的に行うものとする。

6 業務履行期間

契約日から令和5年11月10日までとする。

7 遵守事項

受託者並びに従事者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該守秘義務は、契約期間満了後又は契約の解除後においても継続する。また、個人情報については、個人情報関係法令及び八代市情報セキュリティポリシーを遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 契約方法

契約方法は総額契約とする。

9 委託料の支払い

本業務に係る委託料の支払いは、業務完了時に提出する書類等を本市が確認し、適正な請求書を受理した後に行うものとする。

10 その他事項

本業務の実施について、疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者とが協議の上定めることとする。